

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和6年9月10日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和6年平泉町議会定例会9月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言をお願いいたします。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告4番、小埜寺享議員、登壇、質問願います。

1番、小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

小埜寺享です。

本日1番ということで、かなり緊張しておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

今回は2つの項目、農業振興と消防団の活動について5つの質問をさせていただきます。

まず、農業振興についてですけれども、昨日、米の概算金が発表されまして、値上げということで、農業を携わる一人として少しは安心しておりますが、上がった分というのは、あくまでも生産資材の高騰とかいろいろの諸問題があって値上げになったというだけであって、いずれ基幹産業であります農業に関する問題に対してはまだまだ道半ばかなというふうな思いで、今回も農業振興については質問させていただきたいなというふうに思っております。6月議会でも質問しましたがけれども、もしかしたら重なる部分があったのならばご了承願ひしたいと思いますし、先ほど言った農業を営む一人として、また地域の中山間の組合員としてもこの問題は欠かせないと思っておりますので、今後とも質問はさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

まず、農業振興についてですけれども、1つ目としては、5月末に行われました地域計画における担い手予定者説明会での意向調査の結果と、目標地図策定の今後の予定を伺いたい。

2つ目としましては、平泉町における農産物の名産品地域ブランドとして挙げられるのは、まず、大文字りんご、黄金メロン、平泉ワインかと思われます。米、ナス、トマト、ピーマン等は、JAいわて平泉産もしくは岩手産となり、町の名産品であるとは思えません。今作付している作物を中心に、また、ほか作物をブランド化し市場に売り出すことは、町の付加価値を高め、地域活性化につながることを考えると思います。見解を伺います。

2項目の消防団活動について、まず1つ目に、令和4年4月に消防団員報酬及び出動手当が改正されましたが、出動手当の警戒報酬においては、薪能や大文字送り火といった夜に行われる行事が多数ございます。それについて増額すべきと考えるところですが、見解をお伺いいたします。

2つ目に、屯所の老朽化による耐震性の問題や防火水槽の漏水・土砂堆積による水利確保の課題がありますが、町として今後どのように対応するのか見解をお伺いいたします。

3つ目は、当町の消防団協力事業所が、令和5年現在1事業所であります。世界遺産、農業遺産を守る町として、周辺自治体と比べてかなり少ないと思われませんが、対応策も含め今後の見解をお伺いいたします。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、小笠寺享議員からのご質問にお答えをいたします。

農業振興についてのご質問がありました。

初めに、農業振興に関わる地域計画のご質問についてですが、地域計画については、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴い、令和6年度末まで「目標地図」を含めて市町村の作成が義務づけられたところであります。

5月末に開催した「地域計画」における担い手候補者の方々との意見交換では、担い手として名簿登録されるメリットとして、各種補助制度を活用できることや、認定農業者制度及び中山間地域等直接支払制度における「集落戦略」との違い等が確認されました。

「目標地図」の作成については、これまでの話合いの内容を踏まえ、担い手が取り組む農地、自作や保全管理する農地などを反映させた目標地図素案を基に、再度、地域での話合いを行う予定であり、今年度末の地域計画策定へ向けて取り組んでまいります。

次に、当町農産物のブランド化についてであります。平泉町における農産物のブランド品として挙げられるのは、議員ご指摘のとおり、大文字りんご、黄金メロン、平泉ワインであり、これらは町の魅力、付加価値を十分高めているものと考えております。

現在、町の特産品化に向け、桃の生産に取り組んでいる団体や、差別化を図り付加価値を見いだす「白いトウモロコシ」、「白いイチゴ」などの生産に取り組んでいる新規就農者もおり、いずれも平泉という地域性を生かした取り組みが行われております。

このようなブランド化の推進は地域の活性化につながっていくものと考えており、町としても、町内外への情報発信やPR活動等を通して、引き続き生産者に対し支援を行ってまいります。

続いて、消防団活動についてのご質問がありました。

初めに、消防団員の出勤手当の警戒報酬に関するご質問についてであります。町では、令和3年4月13日付の消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」を踏まえ、消防団員の処遇改善を図り消防団員を確保するため、令和4年4月から消防団員の年額報酬及び出勤報酬の引上げの改定を行ったところであります。

消防団活動のうち夜間警戒活動を行う行事については、中尊寺薪能、大文字送り火、初詣、毛越寺二十日夜祭などが挙げられ、現在、それぞれ1回の出勤に対し、団員1人当たり3,500円の手当が一律に支給されております。

夜間の消防活動においては、団員の生活リズムや仕事への影響など特別な負担を伴うことから、その負担に見合った報酬を支払うことは、士気を維持し、活動へのモチベーションを高める効果が期待できると考えられますが、報酬体系の見直しに当たっては、対象となる夜間活動の定義の明確化や活動内容の公平性の確保などバランスの取れた制度設計が求められることから、他市町村の取扱いとの権衡を考慮しながら、慎重に調査、研究を進めてまいります。

次に、屯所の耐震性の問題や防火水槽の水利確保の課題に関するご質問についてであります。屯所施設や防火水槽の維持管理については、毎年、各分団から地域内の消防団施設や消防装備等の改善要望を取りまとめており、優先順位をつけながら予算の範囲で順次、修繕整備等を行っているところであります。

屯所の耐震性については、新基準である昭和56年6月より前に建設された建物について、建築年数を再確認し、必要な対応を図ってまいります。

防火水槽については、一関西消防署平泉分署の協力を得ながら、町内124か所の防火水槽の水利調査を実施し、災害時に十分な防火用水が確保できるよう、点検を行っているところであります。

また、東日本大震災による原子力発電所事故の影響により、防火水槽内にたまった放射線濃度が高い可能性がある土砂について、現在、放射線濃度の測定調査を実施するよう、環境省と調整を図っているところであります。

今後も消防施設の定期的な保守点検の実施及び計画的な修繕、更新を行いながら、防火・防災体制の強化、充実を図ってまいります。

次に、消防団協力事業所に関するご質問についてですが、消防団協力事業所制度については、地元企業が従業員を消防団員として派遣し、消防活動や防災活動に積極的に協力しながら、災害時における即応力を強化することを目的としており、また、地元企業の地域貢献活動として位置づけられ、企業イメージの向上や従業員の防災意識の向上、事業所自体の防災力強化などにつながっているものと捉えております。

当町においては、平成22年度に本制度を創設して以来、1事業者を認定しており、消防団協力事業所と消防が連携して防災対応を行ってきたところであります。

今後は、定期的に広報やホームページなどを活用し本制度をPRするとともに、企業訪問などを通じて町内企業の理解と協力を求めながら、認定事業所の拡充を図る取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

再質問をさせていただきます。

まず、1つ目、担い手についてなのですけれども、質問の仕方が悪かったのかどうか、もう一度だけ質問させていただきますけれども、5月末に開催した地域計画における担い手予定者説明会では、計画の地域の農業の担い手となる者を対象に意向調査を実施しておりますけれども、その調査に賛同し氏名等記載同意をされた人数と、今後、目標地図を作成するために、いつ頃まず1回目を行うのかお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

担い手の人数ですけれども、すみません、今、資料を持ち合わせておりませんので、後刻の答弁とさせていただきます。

それから、2回目、再度の話合いについては、年内にもう一度開きたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

人数については後ほど報告ということで、別な質問をいたします。今のに関して質問しますけれども、それ同意された方々で、既に認定農業者、担い手になっている以外の方々も多分同意しているかと思えます。その方々は、あくまでも今回作成する目標地図だけを作成するための方々なのか、それとも今後農業を担ってくれる方々なのかというのをどういうふうに認識しているのかお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

先ほどの数字の件を後刻ということでしたが、その数字がないと質問のやり取りができないということですので、暫時休憩を取ります。

---

休憩 午前10時16分

再開 午前10時20分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

先ほどの後刻のことにつきまして、佐々木課長のほうからよろしく願いいたします。

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

大変申し訳ございませんでした。

担い手として同意されている人数ですけれども、認定農業者が29名、それから認定農業者以外が65名というふうになっております。合計で94名というふうになっております。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

94名ということで、結構な人数が同意されたなというふうには思っていますけれども、先ほど2回目に質問した内容をもう一度繰り返しますけれども、まず、既に認定農業者とされている方、担い手の方も多分署名したと思われます。ただ、それ以外の方々なのですけれども、今までなっていない方々も同意されたかと思われますけれども、その方々というのは、あくまでも今回の目標地図を策定するために同意されたのか、それとも今後農業の担い手としてやってくれる方々なのか、どちらとして捉えているのか、お考えをお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

認定農業者以外の方で同意された方というのは、恐らくですけれども、今後も引き続き農業を続けていきたいというような方というふうに認識をしております。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

であれば、今回その94名、今までの担い手も含めてなのでしょうけれども、実際、目標地図を作る場合、地域の方々、農業を営む方全体を巻き込んで作らないとなかなか進まないことだと思うのです。例えば認定農業者、担い手、名前を登載した方々だけでは、多分まとまらない。まして、特に中山間に関しては、飛び地で土地があって、ここを例えば、この地帯を担い手の人たちに任せたいと言っても、個人でやっている人は「私の土地だ」という認識で貸してくれない可能性があるわけです。遊水地であれば、大規模基盤整備して、この辺あなたの土地だけでも貸してくださいねというのは許されたかと思うのですけれども、特に先ほど言った中山間に対しては、小さい面積で、この辺貸してください、やりたいのであればあっち行ってくださいというのは成り立たないというふうに考えております。

であれば、今回の次に行う説明会に関しては、担い手、認定農業者関係なく、その地域に住んでいる方々みんな呼んで1回説明してあげないと、戸惑うことになるのではないかなというふう

に思っているのですが、見解をお伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

5月末の説明会は主に担い手を中心とした説明会やりましたが、今年の2月に行った座談会は、そういう担い手に限らず、地域の方々全員に参加していただけるようなということで話し合いを持っておりますので、そういう方々も皆さん理解はあるのかなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

小笠寺享議員。

1 番（小笠寺享君）

それであれば納得するところでもあります。いずれ、地域目標をはじめいろんなことを決める場合は、地域の方々というのは外せない、担い手関係なく外せないことでもありますので、何とぞよろしくお伺いしたいというふうに思います。

もう一つ、担い手の問題の関連として質問いたしますけれども、令和3年3月に更新されました地域農業マスタープランの中で「今後育成すべき農業者」とは、認定農業者や担い手となる方と私は認識しておりますけれども、戸河内地区が8名、平泉地区が53名、長島地区が27名の合計88名になりますけれども、現在農業に関わる方々のほかに必要な人数と、先ほど言いましたけれども、なるのかなというふうに思っております。その育成すべき農業者確保に向けて、その人数の目標達成のためにどういうふうに進めていくのか、また、どういうふうに育成していくのか、当町の考えをお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

目標達成のための今後のどのように進めていくかというような部分かと思いますが、まず、地域農業マスタープランにつきましては、認定農業者や今後育成すべき農業者など中心経営体に農地を集積・集約していくというようなプラン、計画であります。そのプランが地域計画のほうに移行しまして、地域計画では、中心経営体だけではなく、小規模な家族経営や、それから兼業農家などの多様な経営体がまず地域全体で農地を維持していくというような計画であります。

話し合いを持っていく中で、どうしても地図が埋まらない部分というのが出てくると思います。そういった部分について、毎年毎年話し合いを持ちながら、徐々にその部分は埋めていくとあって、そういう取り組みが重要であるというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

小笠寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

先ほども言いましたけれども、いずれマスタープランであれ、目標地図であれ、戦略計画であれ、中心経営体が基準になっていくのかなというふうに思っていますので、担い手の育成に関しては十分考慮していただきまして、安心して農業ができるような形に持って行ってもらいたいなというふうに思っております。

続きまして、次に、先ほどから言っています地域計画の目標地図の作成について、2つ聞いておきたいと思います。

まず、地域計画の目標地図は、農業を担う方々の利用する農地を地図にしたもの、そして、人・農地プランの地域農業マスタープランというのは、中心経営体の担い手のみが農地集約方針を文章化するもの、集落戦略は、中山間・多面的支払制度等の取り組みを図面等で具現化するものというものになっております。一見ばらばらな取り組みのようで、結果的には効率よく農地を利用するための取り組みだと思われまゝ。いずれにしても、先ほどから言っているとおり、担い手、認定農業者の中心経営体とその他の多様な経営体、そして個人農業者で、話し合いを持ちながら進めるべきことであって、今後の地域計画策定の際に全て一本化にして取り組めないか、その辺をお伺いしたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

まず、マスタープランについては、地域計画のほうに移行になったということで、地域計画のほうがまず主になります。そして、地域計画の目標地図も、それから中山間制度の集落戦略、どちらも農地一筆ごとに、どういった方々が、どういった人が農地を管理していくかというようなものの計画でございます。制度は別ではあるのですけれども、作成するものはほぼ同一のものというふうになっております。

中山間の集落戦略が作成されておれば、それが地域計画として見られるということになりますし、その逆に、地域計画が作成されれば、それが中山間の集落戦略になるというようなことができますので、今後の話し合いの中で、地域の話合いの中で、中山間の方々も一緒に取り組んでいけるものであるというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

それでは、その地域戦略の地図を作るに当たって、6月議会のときには、企業体を入れたらいいんじゃないかというふうな話もしましたけれども、今回は、ビニールハウスの団地化が昨今はやっているというか、いろんなところで行われていますけれども、平泉町もビニールハウスの団地化を推進すれば、耕作放棄地だとか担い手の育成など、いろいろな面で利点があると思われまゝですが、当局の見解をお伺いしたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

ビニールハウスの団地化についてでございますけれども、現在、まだ構想段階ではあるのですけれども、JAいわて平泉において、平泉を含めた一関管内に数か所の国などの補助を使った園芸用のハウス団地の整備を進めたいというような構想があります。まだ構想の段階ではあります。

ビニールハウスの団地化には莫大な費用がかかるわけでありましてけれども、議員ご指摘のとおり、耕作放棄地の減少ですとか、それから担い手の育成など、いろいろな面で利点があるというふうに考えております。大変有効な取り組みであるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

企業を入れてくるというのも、もしかすると、団地化するととても入りやすくなるというふうに思っております。ましてや、先ほどから言っている個人の方も、認定農業者の方も、もっと農業に親しみやすくなるのかなというふうに思いますので、ビニールハウスの団地化というのは、答弁あったとおり、かなりの有効性があるのかなと思いますので、できるだけ推進していただければよいお願いしたいというふうに思っております。

それで、もう一つだけ、ブランド化についてなのですが、先ほど言いましたリンゴ、黄金メロンの作付拡大を始め、トマト、ピーマンなど新規で野菜を作る方々、そして桃の生産に取り組まれた方、町の名産品ブランド化を目指す志を持った方々は結構おります。引き続き支援を行うというふうになりましたけれども、中には、実は支援を使わず取り組まれた方も見受けられます。認知されるような情報発信の仕方に問題はなかったのかと考えるところであります。今後、情報発信について、今後どのような形でPR活動を行っていくのか、具体的な方法があるとなればお教えいただきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

支援策の広報の仕方ですけれども、現在、町のホームページのほか、毎年4月に配布されますJAの農家回覧、それから2月に一関地方農業再生協議会で開催されます営農座談会、そちらのほうで補助制度などの周知は行っているところでございます。

ただ、なかなか目に届かないというようなお話でございますので、新たな周知方法を少し検討してまいりたいと思っております。例えば農家回覧だけではなくて全戸配布にするとか、どのようにしたら目に届くかというところを少し検討させていただきたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

先ほど支援されなかったという方は、農家ですけれども、実際に会社員だった方で、そういうのには目を通していない方なのかなというふうに思っていますので、これやりたいのだと相談を受けたときに、実は、何と答えていいかそのとき分からなかったのですけれども、そういう方々もおられるということなので、もう少し窓口を開いてもらって、分かりやすい情報発信の仕方をしていただければなというふうに思っております。

次に、消防団活動について質問させていただきます。

1つ目ですが、まず警戒手当についてなのですが、岩手県の市町村においては、火災、風水害はやや同額で、警戒、訓練、その他に関しましては、平泉町は3,500円ということで、平均よりはかなり高い水準にはなっているのですけれども、昼夜問わずの1回の出動手当の金額となっております。平泉町では夜に行われる行事が先ほど言ったとおり多くて、事故のリスクがかなり高い上に、特に大文字送り火などは夜間の山道を歩くようなもので、かなりリスクが高いというふうに思っております。

消防団は地域のボランティアというふうに言われているところはあるのですが、非常勤の特別職ということを考えますと、特別職でれっきとした地方公務員でございます。そういうところを鑑みると、昼夜働き、昼間働いて夜に出動するということは時間外労働、つまりは残業というふうな形になるのかなというふうに思うところでございます。

我が町は自分の手で守るという意識を持って活動されている団員のためにも、もう少し考慮すべきところはあるのではないかなというふうに思うのですが、見解をお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今の夜の警戒警備、特に具体的に出されました大文字の送り火の実際の活動の状況につきましては、大体、本団で16時から5時間程度の21時ぐらいまでという状況でございます。7、8、9分団それぞれにおいても、おおむね18時から22時、夜の10時まで4時間ぐらい活動されているというような状況にあります。

それで、議員がおっしゃられるとおり、夜間の活動というのはやはり精神的にも身体的にも負担があるというのはそのとおりでございますし、それに見合ったといいますか、適切な報酬を支払うというのは大切なことだというふうに思います。

しかしながら、町長答弁にございましたけれども、令和4年4月に改定を行ったということでございますが、この改定というのは、今のようなことも含めて、平泉町のそういう警戒行事等がある中で、先ほど他の市町村より多少手当が、1回当たりの分が3,500円というのが高い金額に設定されているということですが、ほかの市町村を見ますと、大体2,000円から2,500円ぐらいの手当となっております、その辺から見しても、改定に当たってはそういうことを、そういうことというのは財政的な事情も含めて、あるいは近隣の市町村の状況も含めて考慮されているというふうに理解をしております。

つまり、令和4年からスタートしていますから、今、3年目に当たっているということで、当

然ながら、時代の流れといいますか、社会情勢に応じてそういう対応、改定ですね、がこのまま継続できるかどうかといったところのチェックは必要かと思いますが、今のところはそういった状況を踏まえて行っているということでございます。議員が今おっしゃられた、地域を守るために、ボランティアというような部分もあるというふうなご発言がございましたけれども、そういった意味からも、他の活動と差をつけるということに関しては、慎重に対応することが必要ではないかというふうに思います。つまり、夜間の火災があったときの活動についても、今のところは報酬は時間によって区分されているのですけれども、つまり、割増しの手当をつけたらいいのではないかというふうなご提言というふうに捉えますと、そういった部分で、いろんなほかの行事の警戒も含めて公平性というようなことも考えなくてはいけませんので、そういった部分からも、あくまでも手当が、団員がいろいろ家庭と仕事との関係で両立、消防団活動と両立を図るという意味からも、ご指摘のとおりは当然検討すべき事項だというふうには考えてございます。

議長（高橋拓生君）

小笠寺享議員。

1 番（小笠寺享君）

答弁内容は理解しております。ですけれども、まず、改定されたばかりですので、今すぐというふうには思っておりませんが、できるだけ早い時期にもう一度検討をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、屯所、防火水槽についてですけれども、分団屯所についてですけれども、令和6年3月改訂の平泉町公共施設等総合管理計画の中の施設管理に関する基本的な方針において、全ての屯所においては、機能維持のために修繕を実施するというふうに書いてあります。施設評価では、12か所ある屯所のうち、比較的よい状態が8か所、老朽化が進行していると認めているのが4か所、築年数で2分団の屯所が50年、4分団が49年、8分団の第1屯所と第9分団の屯所に至っては69年経過しているというふうに示されております。

地域防災の拠点となる施設であることから、耐震性調査を行った上で修繕、更新を促進すべきと考えるところですが、その見解をお伺いするとともに、評価結果として、消防団の規模を踏まえ、施設の集約化・統合化の検討をするというふうにも書かれておりますが、その規模というのはどの程度のものなのか、そこも一緒にお伺いしたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今のご指摘の消防施設といいますか屯所につきましては、大半が築20年以上経過しているという現状の中で、最大69年というような施設もございます。

それで、昨年度更新いたしました公共施設等総合管理計画の中に記載している内容につきましては、議員からご指摘ございましたけれども、それぞれの屯所において老朽化が進行していると判断している施設について、基本的な方針といたしまして、機能維持のための修繕を実施するというようなところでございまして、総合管理計画に基づく個別施設計画というのが、平成29年

に当初の計画をつくっておる中で、その際は平成29年から令和19年まで20年のスパンで、築50年に達する施設を優先的に改修の時期に合わせて具体的にどうするかというのを検討するというふううにうたってございます。基本的な方針としましては、記載のとおり、施設の利用者の安全性の確保が図れるよう、機能の維持に努めるということと、それから計画的な修繕をするということで、町長答弁にございましたけれども、実際、各分団の声を伺いながら、必要な修繕は行ってきております。

しかしながら、安全性の問題、耐震性の問題、昨今地震が多い中で、そういうようなことにどういうふうに対応していくかということにつきましては、議員がおっしゃられるとおり、根本的には耐震診断をして、耐震性の調査をしなければいけないということです。先ほど申し上げた必要な改修を行うということの優先順位ですか、財政的にも限られた財源の中で施設をどういうふううに長寿命化というのを図るというような方針がございますから、そういった検討していく中で、具体的に耐震診断を行っていくというようなことを考えてはおります。

ただ、今のところは修繕を行ってきておりますが、場合によっては応急措置とか、それから、本当に安全性に問題があるということであれば急遽な対応も必要ですので、場合によっては危ないところは除却というようなこともしなければいけないというふうには思っています。

ですので、総括しますと、耐震性診断というか必要な調査を行いながら、優先順位を明らかにして、対応していくというふうなことを考えてございます。

議長（高橋拓生君）

小笠寺享議員。

1 番（小笠寺享君）

総合計画、管理計画の中のところに、施設の集約化とか統合化というふううに書いているのですが、それはどの段階の集約、統合化を考えているのかお伺いしたいというふううに思います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

これは公共施設全般に言えることではございますが、人口減少であるとか、そういう利用状況が減少するといったようなときに、やはり施設の規模の適正化であるとか、それから施設を集約化する、統廃合するといったような視点で検討するというのは当然なのですが、ただ、消防施設におきましては、緊急のとき出動する距離が問題になる場合もありますから、集約するということに関しては優先度は低いものというふううに考えております。

ですので、そこは基本的なことで記載はしておりますが、今の状況からしますと、すぐに屯所同士を集約化するという考えは当面はないものと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

小笠寺享議員。

1 番（小笠寺享君）

いずれ統合化されると、私も団員の一員として、遠くなるというのはつらいものがありまして、

前沢とおっつきのところにありますので、遠くなるのは困るなというふうに思っていますので、まず当面考えていないということなので、安心して消防団活動もできるのかなというふうに思っております。

防火水槽についてですけれども、いろいろ防火水槽も問題がありますけれども、オープンな防火水槽の代わりに、隣に消火栓をつけるとか、埋設型のタンク型の防火水槽を設置するとかというふうな考えはございませんか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

まず、消火栓と防火水槽のそれぞれの役割といいますか、違いは、消火栓の場合は水道水ですから、断水になると使えない、どこかで管渠が壊れてしまう、地震等で壊れてしまえば使えない場合もありますので、防火水槽というのは非常に重要な消防水利であるということでございます。今、東日本大震災の関係で防火水槽のたまった汚泥がしゅんせつできなくて、必要な消火活動に支障があるのではという懸念もございますが、そういった中で、地下式のタンク式の防火水槽といったようなことは、非常に強固なものであって、なおかつ重要な役割を果たせるものというふうには思います。しかしながら、やはりいろんな条件がございます。強固にするためには、しっかりと耐震という設計をして、それなり必要な経費がかかるというふうなこともございます。あるいは冬期間に、地下ということになりますと、降雪があればなかなかそれに対してスムーズな消火活動ができないであるとか、凍結の問題であるとか、様々な観点からそういうタンク式、地下式というふうなことにするというふうなことは検討が必要かというふうに思います。

まずは、現在の消火水利については点検を行ってきておりますが、そういう切替えといいますか、消火栓なり防火水槽をまた別のところに移転するといったようなことも含めて、これは地域の消防団の皆様ともお話をしながら、あるいは消防署のいろんな意見という指導を受けながら対応していくことになろうかというふうに思います。

そのような方針で取り組んでいきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

小埜寺享議員。

1 番（小埜寺享君）

ぜひ防火水槽につきましては、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

実は、火事あった場合に、実は水利取れなかったという経験が何度かありまして、近く走っている水路を利用したいと思っても、水の流れていないところが結構ありまして、それをどういうふうな水利確保するのかというふうなことも考えながら、防火水槽というのが、先ほど答弁されたとおり、かなり有効な考えだと思いますので、タンク式も考えながら、消火栓は結構難しいところはあるのかなというふうには認識しておりますので、開放型の防火水槽よりもタンク式というのはかなり有効的なのかなというふうに思っていますので、できるだけ早めの考えを示していただければというふうに思っております。

続きまして、協力事業者のことについてですけれども、消防団員のアンケート調査を実施した自治体というのは実は少なく、調査結果としては乏しい部分もあるのですけれども、その調査結果をひもとくと、消防団に入団しない、できない理由としては、「本業に支障が出るから」というのが約4割、入団している方で不満、困ったことに関しては、「本業に支障が出るから」というのが約3割、消防団員の増加させる方策として、「手当の引上げ」、「消防団活動の理解や認知度を高める」、そして、次に「企業に協力を求める」というふうに答えた方が約3割弱おられます。

町内のみならず、世界農業遺産の構成資産を持つ近隣の自治体の企業にも強く呼びかけて、できるだけ有事の際には出動できるような協力体制を築き上げるべきではないかというふうに思っておりますけれども、見解をお伺いいたします。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

ご質問の消防協力事業所が1つしか登録されていないということについては、こちらの努力不足だというふうには思います。したがって、町長答弁にございましたけれども、もっとPRをするということは、今の事業所の取り組みといたしますか、紹介を改めて行う等広報活動をして、消防団員全体に関するということですのでけれども、消防団員の活動を広く紹介したり、表彰を受けられる、そういう機会があればそういうことも含めて広く町民の皆さんに紹介していくといったようなことで、消防団活動自体をPRしていくというようなことに加えて、社会貢献活動という、企業側から見ればそういうことではあるのですが、もっと消防団員が仕事を気にせず出動できるような、社会全体の意識改革といたしますか、防災に対する改革というか意識が必要だというふうには思います。そういったことを企業訪問や企業の方との懇談の中でお話をすることでも必要だというふうに考えておりますし、理解を得ながら、従業員の方で消防団員の方がいればすぐ出していただけるよう、精神的にも気兼ねなく出していただけるような、そういう体制づくりについて、行政の立場で調整をするということが必要だというふうに考えております。

近隣の協力というお話でしたけれども、近隣市町村とは行政上は相互応援協定を岩手県内の市町村と結んでおります。一関市とは一関市消防本部に事務委託をしているわけですから、そういう一関市との連携はあるわけですが、協力事業所との連携というところまでは、そういう視点では動いたことはございません。他の状況も確認しながら、行政だけじゃなくて消防団のほうも、例えば1区の瀬原地区であれば隣の奥州市の消防団と同じコミュニティーだったりするので、そういったことからすると、通常からのそういうコミュニケーションといったことが重要になってくるわけですので、防災に関する、世界遺産なり農業遺産を守るという意識を地域全体で持てるように進めていくということに関しては、町としても近隣の市町村とも連携しながら、そういう話題提供しながら、再度確認して、防災体制を強化するということにつなげていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

小笠寺享議員。

1 番（小笠寺享君）

いずれ、消防団員不足というのも、人口減少にも関わってきますけれども、かなり問題なのかなというふうに思っています。町外に就職している方々というのは案外消防団の中には多くて、有事の際、申し訳ございません、仕事をから手が離せませんというのが結構あります。勤めている会社に協力をもらえれば多分、有事の際は出動してくれるのかなというふうに思っていますので、町外の企業にもできるだけ声をかけてもらって、こちらも協力するし、あちらからも協力してもらえるとというふうな感じで、できるだけ消防団活動が行われるようなPRというか広報の仕方をしてもらえればありがたいかなというふうに思っています。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わらせていただきます。

議 長（高橋拓生君）

これで小笠寺享議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

---

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告5番、三枚山光裕議員、登壇、質問願ひます。

6番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

通告5番、日本共産党の三枚山光裕でございます。

3つの項目について質問をいたします。

1つは、産業動物獣医師の不足への対応についてです。

獣医師の成り手不足は以前から懸念されておりました。とりわけ産業動物獣医師の不足は深刻であり、農業共済組合では休止中の家畜診療もあると言ひます。酪農家や畜産農家などを支える獣医師の確保に向け、県や他自治体との連携を強化し、確保策を講じるべきだと考えます。町の考えを伺ひます。

2つ目に、平和な世界の実現へ、平泉町からの発信について伺ひます。

国連総会では昨年12月、国連安全保障理事会では今年3月と6月、パレスチナ自治区ガザ地区での即時停戦を求める決議案を可決しました。8月には、ガザ地区で避難者が身を寄せる学校をイスラエル軍が空爆し、100人以上が死亡されたとされています。

町長は、世界平和の実現に、世界への発信の重要性をこれまでも何度も述べてまいりました。町内には、平泉町とイスラエル大使館との友好のプレートがあります。こうした関係を生かして、

停戦の実現に向け、町からイスラエル大使館を通じ、イスラエルに対し平和と友好のメッセージを送ることを検討できないか伺います。

次に、3つ目、小学校での町内職場訪問の実施について伺います。

中学校や高校では職場訪問が行われています。小学校でも町内企業、職場の訪問、見学の機会を設けることで、児童が町内企業、職場への関心を持ってもらうことは重要と考えます。考えを伺います。

以上、答弁を求めます。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

産業動物獣医師の不足への対応についてのご質問がありました。

初めに、家畜診療の休止につきましては、国の家畜共済制度が平成30年度に改正されたことに伴い、岩手県農業共済組合の家畜診療所の運営見直しが行われ、家畜診療所が独立採算制になったこと、また獣医師が農業共済組合から相次いで退職していることから、宮古地域などの沿岸部などで家畜診療が休止となっている状況であることは承知しております。

農業共済組合における県内獣医師は現在29名となっておりますが、そのうち一関、奥州市管内においては、10名の獣医師がこの管内を対応しております。そのほか、当町においては、一関、奥州地域の開業医19名も対応している状況であります。

岩手県においては、産業動物分野の獣医師確保に向け、獣医学生に対する修学資金の貸付けや東日本の獣医系9大学での就職説明会の開催、獣医学生のインターンシップの受入れなど取り組んでいるところでございます。

当町においては、岩手県や他自治体、関係団体と連携しながら、地域の実情に応じた対応を検討してまいります。

続いて、平和な世界の実現へ、平泉町からの発信についてのご質問がありました。

初めに、平泉町とイスラエル大使館との友好のプレートについては、平成25年5月28日に、日本とイスラエルの国交樹立60周年を記念し、友好行事として当時のイスラエル駐日大使と平泉町長が出席して大沢地内で桜の植樹式が行われたときに設置されたものであります。プレートには、「平泉とイスラエル大使館の友好を記念して」との表記があり、日本とイスラエルの両国が世界遺産を通して友好と信頼を深めるための記念行事であったと認識しております。その際、平泉町の平和理念、世界遺産、平泉の文化遺産を国内外に広く発信する町の立場や役割をイスラエル大使に十分にご理解いただいたものと考えております。

中東和平問題は、民族対立に根差した非常に複雑で繊細な事情があり、一般的に国際関係においては、各国の主権を尊重し、平和的な解決と対話を促進することが重要であり、イスラエルに対し平和と友好のメッセージを送ることにつきましては、国際関係の尊重と規範を守るために、日本国政府の外交政策や国家間の関係に影響を及ぼすことがないように、適切かつ慎重な対応が必

要であると考えております。

これまで引き継がれてきた平泉の平和理念や平和希求の取り組みをより理解してもらうためには、イスラエル大使館との相互理解を深め、さらに友好関係を築くことが肝要であります。11年前に記念行事が行われて以来、現在まで交流が継続的に行われてきておりませんので、その影響や受け止められ方を考慮した上で、現時点で改めてメッセージを送ることは考えておりません。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

三枚山光裕議員からのご質問にお答えします。

小学校での町内の職場訪問の実施についてのご質問がありました。

初めに、中学校での実践をご紹介しますと、平泉中学校ではキャリア教育の一環として、働くことの意義や仕事をする上での責任やマナー、さらには仕事のやりがいについて学ぶ機会、地域に触れ、地域に根差した生き方を考える機会の創出などを目的に、毎年度第2学年が町内多くの企業・職場のご協力の下、3日間の職場体験を実施しております。

このような中学校での実践に入る前の段階として、平泉、長島の両小学校では、生活科の学習の中で第2学年が町探検として図書館や公民館などの公共施設や地域の商店への見学を行い、自分たちの周りにはたくさんの仕事があり、それが自分の生活と大きく関わっていることに気づく学習を実施しております。また、第3学年以上の児童も、キャリア教育の視点から、様々な学習を通して働くことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大、社会性・自主性・自立性、関心・意欲等を養う活動を行っております。

このように、小学校では、中学校で行われる職場体験とつながるように、発達の段階に合わせて計画的に学習を進めております。

職場訪問は、児童生徒の将来の選択肢を広げ、地域社会への貢献意欲を高める上で非常に重要な取り組みであると考えております。将来、地域で活躍できる人材へと成長できるよう、今後もそれぞれの発達の段階に合わせた学習活動を継続してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

この獣医師の問題というのは、極めて県のといいますか、大きな役割が発揮されるべきもので、とりわけ自治体勤務の獣医師の不足というのが大きな問題のようであります。ただ、町が、畜産業に対する位置づけからしても、県南地域が畜産業でも大きな位置を占めるという点からも、市町村からも声を上げていくということが重要だと思いますし、答弁では、地域の実情を見ながら他団体とも対応を検討するということですから、結論的なところは答弁としてはいただいたように思います。ただ、やはり現状、私もよく承知をしておりませんでした。そういう点で、当町な

り、この獣医師の問題、現状をやっぱり共通理解するということが大事だと思いますので、幾つかお聞きしたいと思います。

それで、人間の医師についても偏在ということ、偏りがあるということで、岩手県はたしか一番少なかったとありますけれども、獣医師も偏在で、獣医師が不足しているということでは基本的にはないようで、犬猫、ペットへみんな行ってしまうということが大きな要因でもあると思います。4年前、加計学園の問題がありました。あの当時から言われていたのですが、あれは高松でしたか、新しく獣医学科を設けたということで、この春ですか、77人くらいの獣医師免許取って卒業したそうであります。岩手大学農学部は二十数名です。もともと人数が少ないわけです。それで、ほとんど、四国が足りないという何か主張も当時あったと思うのですが、ほとんど残らなかったというのが実情でありました。そういったこともあります。

そこで、まず1つは、町内の酪農家は1軒だと思えるのですけれども、畜産農家の数と飼育の頭数が分かれば伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

町内の畜産農家の数というところでございますけれども、酪農、乳用牛が1軒で頭数が2頭でございます。それから、繁殖農家が28軒で頭数が198頭、肥育農家が2軒で頭数が97頭、合計で297頭というふうになっております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

岩手県では大体県南地域で4割ですか、占めて、県でも農業生産額のたしか50%ぐらいというのが畜産関係の位置づけということになっていました。

平泉には農業振興地域整備計画書というのがありまして、平泉町でこの畜産の位置づけ、この中で触れていました。農業上の土地利用の方向ということで、農用地等利用の方針というところにあります。ここではどのように触れているのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

平泉町農業振興地域整備計画の中の農用地等の利用の方針の部分でございますけれども、畜産につきましては、水稻に次ぐ基幹作物というような位置づけで、効率的でゆとりのある経営を行うというようなことで、飼育頭数の減少傾向に歯止めをかけるというような文言をうたっております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

答弁あったように、水稻に次ぐ位置づけだという点で、まさに本当に基幹的な農業、その位置づけとなっています。

岩手県の獣医療の提供の体制強化という計画が令和3年で作られていました。その中で、県全体では平成31年の資料で8万8,700、肉牛でいました。乳牛が4万2,000ということで、そのうち、この県南地域で乳牛は7,990、おおむね8,000、それから肉用牛が3万9,000、さっき四十何%と言いましたけれども、こういうふうになっていると。ですから、岩手県全体でもこのぐらい大きな数があって、そして平泉でも基幹の農業だということを言っているわけです。だからこそ、この獣医師の問題というのは大事だと。

私も何軒か畜産、酪農を伺ってみました。ここでは一関に共済組合ありますけれども、共済組合のお医者さん頼む方、前沢の開業されている個人を頼む方もいて、今今の切迫感はないというのも農家の受け止めであります。ただ、その前沢の獣医師さんも私以上の年ですから、考えてみればそうかという話も農家の方されました。

今、偏在という話をしましたが、犬、猫、ペットの獣医師では、収入、所得のゼロが1桁違うのだそうであります。だからみんなそっち行くということで、今、岩手県も各都道府県でも、インセンティブというか、そういった中で、自治体の獣医師の成り手がいない中で、何かそこには手だてを打たなくちゃいけないということで、答弁にありましたが修学資金の貸し付けという仕組みとか、インターンシップってどういう内容なのか伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

修学資金制度は、獣医大学に通う場合、月額10万円の貸付けするというような制度でございまして、県の公務員獣医師になった場合には返還は必要がない。そのほか、NOSA Iですとか農協の獣医師になった場合は、2分の1の返済を免除するといったような制度のようでございます。インターンシップにつきましては、県北の農業改良普及センターが主催したと思いますけれども、短角牛を放牧している牧場に獣医系の大学の学生を研修として受け入れたというような話を伺っております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いろんな努力をしながらやっているということなのですが、課長はご存じだと思うのですが、私もいろいろ調べたら、鳥取県が非常にぬきんでているのかなと。先ほど修学金の制度もありましたが、岩手県は例えば入学等の場合は上限175万円といったいろいろなのが、県に就職すればこれは返済しなくてもいいよというような話ですが、鳥取はたしか450万円上限でした。インターンシップでいろんな経験を積んでもらう、岩手大学でも東京農大と連携しながら、学生さんを来てもらってとかという、学生対象ですけれども、そうやっていろんな努力をされているようで

す。鳥取は、高校生に、経験をして、見てもらうというようなことで、そういった経験を通じて獣医学部に入って、地元の獣医さんになった人もいます。ですから、こういった方法というのは非常に有効なわけです。

そこで、要は、例えば中学生も含めてこういったインターンシップということになると、ここは高校がありませんから、近隣の市町村とか、もちろん岩手県でも知っていると思うのです。地域から、市町村から声を上げていくということで、計画は持っているけれども県ではなかなか進まないというのが実態のように聞いています。そういう点で、そうした努力が必要ではないかなというふうに思いますが、その辺は、今まではそういった近隣の町村との連携を図って県に言う機会があったのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

現在まで、そういった他市町村と連携して話を県のほうに上げるといったような部分はありませんでした。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

では、これからそういった近隣町村とも協力しながら、いろいろ検討を重ねて進めていただければなというふうに思います。

岩手大学は、今は農学部共同獣医学科ということで、学部じゃないのですが、令和7年から獣医学部になると聞いています。そういう点では非常にいい機会で、町内で獣医を目指す人がいるかどうか分かりませんが、いずれそういった関心を持ってもらえる機会を増やしながら、学部もそういったことで、定数が増えるかどうかは分かりませんが、そういった取り組みをしていくということが、先ほど言ったように農家はあまり切迫感はないのですが、本当に今後、高齢化も進むし、枝肉が安くてそっち大変だって話もありました。でも、やっぱりこの町の将来、県の重要な産業・農業の産業である、これをやっぱりきちんと継続、発展させていくためには、この獣医師の問題というのは今から取り組まなければならないと思いますので、引き続き検討を深めていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。

世界平和の実現についてであります。

イスラエル大使館にその当時、十分理解いただいたというような話もありましたし、国際関係の規範というような話がありました。しかし、この間の国連の決議などでは、やっぱりこのイスラエルの行為というのは規範から外れているといますか、国際法違反だ、ジェノサイドと、集団的に殺りく、殺害していくというような状況もあって、そこが問題になっているわけです。

そして、ダブルスタンダードと言われますけれども、いわゆるロシアとウクライナ侵攻、侵略との関係で、その問題と今回のイスラエルの問題で、国際社会でもこの2つの基準で対応してい

るところが指摘をされています。

ただ、首都テルアビブで、9月初め7日ですか、50万人のデモが行われたということで、政府に今の立場を変えて、イスラエル政府に対して、人質解放のために停戦をしようという行動であります。日本の10分の1かどうかの人口、650万人だそうですから、日本に例えたら何百万かという規模になるということだと思います。やっぱりそのぐらい国民の世論もそうだとことなので。

だから、本国でなくても、イスラエル大使館へのメッセージという穏やかなことでもいいのかなと思います。

2022年3月、ロシアの侵略、侵攻が起きたときに、香川県の高松市の大西秀人市長がロシアに抗議文を送っています。若干紹介しますがけれども、このたび、貴国がウクライナに軍事侵攻を行い、嚴重に抗議する。その上で、やっぱり罪のない人々、子供の命を奪う、そういう行為は絶対許すことはできない。私は、平和首長会議の一員であり、非核平和宣言都市である高松市の市民の代表として、貴国がウクライナから軍を即時に撤退させることを求めるのだというふうな内容になっています。

当町も平和首長会議の一員であり、非核平和宣言都市、県内には4つしかないと思います。世界166か国の地域、8,117都市が加盟をしております。こういう立場でもあります。繰り返しますがけれども、これは規範を超えた、そこにやっぱり声を上げる自治体もロシアの場合はあったと、そういうことだと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

他市町村の抗議のお話をいただきましたけれども、あくまでも平泉町は文化交流というような、そういう視点から行うべきであるというふうに考えております。したがって、交流とか対話、そういったものの中での友好関係が深まったというようなときにメッセージを発するということが必要だというふうな立場で、というふうに考えてございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

たしか当時の大使の方、もちろん今いないわけですが、ユシムさんだったかな、また平泉に来てみたいという話もしました。この植樹というのは、オリーブの木とか、それからアーモンドの木とか、そういうのをいろんな機会を捉えて、70年とかということで、全国各地にいろいろ植樹をされているようであります。

昨夜、NHKの「バタフライエフェクト」という、たまたまやっている中で、ありました。戦場でのアメリカ、9.11の後の話だとは思いますが、戦争での死者数を7,000余り、ところが、帰還兵ですね、戻ってきた人の3万人以上が自殺するという中で、戦闘に立つ兵士自体にも大きなダメージを受けると。そして、何よりもやっぱり平和、子供たちへの被害というのは、今度は、

今現状、起こっているわけでありまして。命が奪われている。その中で、戦争は何も生まない、死者しか生まないということですね。

やっぱりこの平和の町平泉としては、今年の戦没者のときにも、町長が世界への発信という言葉を書きました。以前、原水爆禁止の団体か何かのときに私も同席し、町長の平和への思いというのは本当に多いのだな、大きいのだな、強いのだなというふうに、本当に感心したわけでありまして。厳しくイラクへの抗議文というのものもあるかもしれないし、あるいは平泉らしい表現の仕方もあるのだと思います。そういう点ですね。やる予定はないという答弁でしたけれども、何か平泉らしい、世界平和に貢献する、そうした手だてはないのかな、いかがかと伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

先ほど申し上げたとおり、停戦ということに議員ご指摘されておりますけれども、これについては適切ではないというふうに考えております。それを含むメッセージというのは適切ではないということもございますから、広く世界に平和を発信するという立場で、今、いろんな平和の祈りであるとか、平和事業としては、あとはほかには原爆展のパネル展示で町民の方にも戦争の悲惨さや平和ということの大切さを考えてもらう機会を提供したり、あるいは今後、被爆された広島から木を植樹するような計画もこれから、今検討中でございますので、そういった地道な取り組みを含めて発信していくということで、あくまでもそういう考えでございます。特定の地域に対して、国、地域に対してのメッセージというのは、言うなれば内政に干渉するようなこととも捉えかねないという、とらわれかねないということもありますから、平和を求めるといようなメッセージであれば、以前に来られた親善大使の方にも十分ご理解いただいているということですから、まずはその大使館と何か対話をする機会があればということで答弁がございましたけれども、日本非核宣言自治体協議会の例えば人道的な連帯してのメッセージというようにこの呼びかけがあればといいますか、そういったことがあれば、そういうのには賛同して参加すべきだなというふうには思います。独自に今の時点で、このタイミングで停戦というように含むようなメッセージを行うというのは、適切ではないのではないかとというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

非核平和宣言自治体のホームページには、今年度、令和6年度の平泉の平和の祈りも記載されておりました。

それで、いろんなアプローチの仕方ってあると思うのですが、そのプレートがあるところ、私も昨日行ってきました。以前にも行ってきて。桜、桜というけれども、桜の木があるのかなと思ってちょっとよく見て、多分プレートの横にある大きくないやつだと思って、あれ調べたら、これ桜かなと思ったら、多分ウワミズザクラというやつで、通常我々が桜と言っているのと違う

のだなと思いましたが。それで、イスラエルとの、大使館との交流というのはその後、なかったというか、そういうような状態だと思うし、そんなに深くないのかもしれない。ただ、やはり案内の整備もしながら、何か昨日行ったら、鹿か、イノシシではないと思ったのですけれども、あの辺、田んぼを掘ったような状態になっていました。だから、手入れも日常的にされていないとしたら、ちょっとそれはどうなのかなと。せっかく植樹をして、ああいうプレートも設置した中で、やっぱり日常的に管理というのが必要だと思うし、先ほど大使の話もしました。当時の大使は、恐らくというか、もう本国に帰られて久しい、もう10年ぐらい前の話ですからね。改めて今の大使を呼ぶとか、そういった植樹か何か、新しい平和の尊さを共有する、そういったところも考えていただきたいというふうに思います。

移ります、次に。

小学校での職場訪問についてであります。

発達の段階に合わせてという、これそのとおりだと思います。それから、校長先生とも話してきましたが、新たな取り組みというのが教職員の負担になってもいけないというふうに思いますし、そもそも学校の主体性というか、自主性というのですか、そこに委ねるといふか任せるといふか、そういうことでもあるというふうに思います。

そこで、この質問ですけれども、実は8月にわくわく食堂というのが、こちらが平泉ではあったし、長島は平泉公民館長島分館でありまして、私もご案内いただいたので参加をしてきました。たばしね児童クラブの学童の子供と、それからライオンズクラブの会員の皆さんと、1つのテーブルでグループに分けて食事をするというようなことでありました。ライオンズクラブの方が子供に職場の話をするわけです。もう役員を退職された方、県内で一番大きい企業になるのだらうと思いますけれども、そんな話をする中で、子供たちがぜひ行ってみたいという話になって。ライオンズクラブの方からは、途中、私もお話をして、議会でも一昨年ですか、初めて行きましたという話で、なぜ平泉町では町内のこういった企業を子供たちに見せないのかなという話もされまして、そういった中で、子供のそういった声もあって、では、議会で質問しようかという話をしたという経過がありました。

それで、町長が何度か、子供たちの願いなのだということで、みんな学校、大学だったら県外に行ったりするわけですから、帰ってきたときに仕事がという話も何度もされていると思います。そして、ところが、では、全てのやりたい仕事というのが町内に置くことはできないのだと思います。ただ、そういった中で、中学生などは職場訪問しているわけですが、こういった機会でも、5年生かな、教科書に自動車のことがあるということで、たしか金ケ崎に行っているというお話を聞きました。だったら、町内の企業でもいいだろうし、それから優れた技術を持っている会社もたしかありますので、そういったことで、町内の優れた会社、企業も知ってもらって、そのことが、さっきの獣医師の問題じゃないけれども、将来地元に戻ってきて、ここに職場があったな、そこで働いてもいいかなというような気持ちにもなるというふうに思ったわけですが、そういった点ではどうなのかなということで、伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

それでは、私のほうから、今、議員からご質問があった中で1つ、キャリア教育いわゆる職業感を育てるのは、ただ学校だけではなく、先ほどのお話のとおり、地域の中でいろんな団体が子供たちと接していく中で、その中で職場に遊びに行くというお話を今聞きまして、とてもいい話だなというふうに思います。それをなぜ学校でやってくれないのだというような話にならずに、自分たちでできるキャリア教育というのはあるわけですので、いろんなところで子供たちにいろんな仕事を見せていただきたいなというふうに思います。これは教育委員会としても、学校だけでなく、いろんな事業者とお話ししながら、ぜひ学校以外のところでもそういう職場見学を進めてほしいなというふうに思います。学校に断らなければということではなく、積極的に進めてほしいなと思います。

それから、もう一点でございます。このキャリア教育、職場訪問が始まったのは大体20年ぐらい前だと思います。当時は平泉も事業所が少なく、それで、職場体験をする事業者を選ぶのがすごく苦労した記憶がございます。平泉町内だけでは足りなくて、一関にも応援をお願いした、一関まで公共交通機関を使って子供たちが移動したということがあります。今、何と26の事業所が職場訪問に協力してくれまして、平泉町内だけで完結するようになったというのはとても素晴らしいことでございます。いろんな職、事業者が平泉にありまして、今、議員ご指摘のとおり、フタバさんでも、それから長島製作所さんでも、訪問を快く受け入れていただきます。あわせて、それ以外の事業所、小さな規模の事業所さんも受け入れていただいて、とてもありがたいことだなと思います。

その中で、今、高校に1回平泉から出て、また戻ってくる土台はすごく今できつつあるなと思っておりますので、ぜひ子供たちにもいろんな機会にいろんな事業所を訪問する機会をつくっていききたいなと思います。もちろん小学校でも、発達段階はありますけれども、総合的な学習の中でいろんなお店を訪ねて、お店によってはすぐ体験をさせてくれるお店もありまして、子供たちも体験をするとすごく大喜びで帰ってきます。というように、発達段階の学び方はあるのだけれども、それ以外にいろんな形でいろんな事業所さんと子供たちを関わらせていきたいなということでございますので、今後とも子供たちの成長を期待していききたいと思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

以上で終わります。

議長（高橋拓生君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時48分

再開 午後 1時00分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告6番、真篋光幸議員、登壇、質問願います。

7番、真篋光幸議員。

7番（真篋光幸君）

7番、真篋光幸です。

通告6番、真篋光幸であります。

令和6年度9月会議におきまして、一般質問をさせていただきます。

高齢化が進んだことにより、空き家問題は年々増加傾向にあります。総務省の調査では、2033年頃には全住宅の3戸に1戸が空き家になるという予測が立てられています。空き家であっても売却や賃貸の募集をしていればよいのですが、ただ長期間放置されているだけの空き家は、犯罪の温床になったり、放火されやすくなったり、周辺の景観の乱れや害獣による近隣住民への被害など、環境を著しく阻害したりする社会問題となっています。

今回、質問いたしますのは、2件についてであります。

1件目は、本町の空き家対策について8項目伺います。

1つには、町内の特定空家になる寸前の管理不全空家の現況について伺います。

2つには、空き家バンク物件登録件数の推移と今後の見通しについて所見を伺います。

3つには、空き家相談受付フォーム記載の相談区分として、売却、賃貸、解体など所有者の希望する比率等についての状況と所見を伺います。

4つには、空き家所有者が希望する事項として、解体、修理費、維持管理費、家財処分費の助成などがありますが、そのことへの支援策について伺います。

5つ目には、行政区別の空き家数は11区が最多であります。今後高齢者のみで生活している世帯の動向によっては、さらなる空き家の増加数の高い区域と重なる可能性があるのか伺います。

6つ目に、空き家物件の取扱い業者について、その現況を伺います。

7つ目に、現行の町のホームページでの空き家バンク情報提供に関する登録者、利用希望者の評価はいかがであると認識しているのか伺います。

最後に、セカンドハウスとして取得した場合、固定資産税などの優遇措置はどのようなものであるかを伺います。

2件目は、ふるさと納税返礼品について伺います。

平泉を代表する返礼品として、日本農業遺産東稲山麓地域の米を町独自のブランド米として位置づけ、活用する取り組みを検討できないか伺います。

質問は以上であります。よろしく答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、真竈光幸議員からのご質問にお答えをいたします。

町内空き家対策についてのご質問であります。

初めに、町内管理不全空き家の状況についてですが、町では空き家問題に対する考え方を明確にするため、平成30年3月に平泉町空家等対策計画を策定し、空き家対策についての施策を計画的に推進してきたところであります。

令和5年12月13日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」により、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば周囲に悪影響を及ぼす特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家を管理不全空家と位置づけ、これまでの特定空家等に加えて、新たに市町村長は管理不全空家等の所有者等に対して指導及び勧告を行うことができることとなりました。

管理不全空家等については、国が示している「管理不全空家等及び特定空家等に対する処置に関する適切な実施を図るために必要なガイドライン」に準じ、平泉町空家等対策協議会に意見を求め、認定基準を作成する予定であります。

次に、空き家バンク物件登録件数の推移と今後の見通しについてであります。当町の空き家・空き地バンク制度につきましては、平成31年4月から運用しており、令和3年度までの登録件数は5件と伸び悩んでおりましたが、令和4年度から空き家・空き地バンク制度を周知するチラシを固定資産税納税通知書へ同封し、空き家所有者に対し直接周知したことにより、令和5年度には4件の登録、今年度は今日現在で1件の登録と登録に向けた相談が3件となっております。

今後の登録の見通しであります。引き続き空き家所有者に直接届く周知を行うことや、今年度から地域おこし協力隊員を配置し、総合的な相談窓口を設置して空き家所有者が抱える様々な課題に対応していくほか、個別相談会の開催や不動産契約を円滑に行うための協力事業者の拡大、新しいポータルサイトの構築など、より効果の高い制度となるよう準備を進めておりますので、さらなる登録件数の増加と効果的な利活用に取り組んでいきたいと考えております。

次に、空き家相談受付フォーム記載の相談区分として、売却・賃貸・解体等所有者の希望する比率等についての状況と所見についてですが、空き家相談受付フォームについては、空き家相談の窓口として地域おこし協力隊が町のホームページに開設したものであります。今年度の7月に開設したばかりで、今のところ問合せがありませんので、売却・賃貸・解体所有者の希望する比率は数値化できない状況であります。

次に、空き家所有者が希望する解体費用等の助成に対する支援策の検討についてですが、第2期平泉町空家等対策計画策定の際のアンケート調査で解体・修繕及び家財処分費用の助成が求められていることから、支援策について検討してまいります。

次に、空き家の増加する区域は、空き家率の高い区域と重なる可能性があるのかについてですが、第2期平泉町空家等対策計画策定の際のデータにより、現在、高齢者世帯の多い地域は今後空き家が発生する可能性が高く、将来的に加速化する可能性も高く、また、空き家が増加する区

域は、現在の空き家率の高い区域とも重なる可能性があると考えております。

次に、空き家物件の取扱い業者についてですが、空き家バンク制度を活用する場合、空き家物件の交渉や契約は、宅地建物取引業者が行うこととなりますが、本町では平成31年3月26日に一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会と「平泉町空き家・空き地バンクの仲介業務に関する協定」を締結しており、その協会の会員である町内業者2社の中から引受け可能な業者に取引手続きをお願いしているところであります。

次に、町のホームページでの空き家バンク情報提供に対する登録者、利用希望者の評価についてですが、空き家バンクのホームページを利用する方は、利用希望者がほとんどであります。利用者からは「成約済み、協議中が多く、申込みできる物件が少ない」という声があるほか、最近では、情報がどこにあるか分かりづらいとの声もあったことから、先ほども申し上げましたとおり、登録物件の増加と分かりやすいポータルサイトの構築を進めていきたいと考えております。

次に、セカンドハウスとして取得した場合の固定資産税などの優遇措置についてですが、自宅とは別に生活を営む拠点となる住宅として定期的に暮らしている実態があれば、税制上「居住用財産」に認められる場合があり、一般の住宅のように税制優遇を受けられます。

土地や建物の固定資産税は、特例措置により減額され、住宅用地の固定資産税は、200平方メートルまでの小規模住宅用地として課税標準額が6分の1に減額となり、200平方メートルを超える場合は、その超える部分が住宅用地として課税標準額が3分の1に減額となります。

次に、家屋の固定資産税は、令和8年3月31日までに新築された建物が減税の対象となりますが、建物の種類によって減税率が異なります。特例措置は、建物の課税床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下であることが要件となり、課税床面積120平方メートルまでの部分について、3階以上の耐火構造住宅、準耐火構造住宅は新築後5年間、それ以外は新築を3年間にわたり家屋分の課税標準額が2分の1に減額となります。なお、認定長期優良住宅の場合は、期間が新築後5年間あるいは7年間となります。

続いて、ふるさと納税返礼品についてのご質問がありました。

ふるさと納税の返礼品の充実、強化を図る取り組みとしまして、令和5年度において、町内関係課委託事業者及び地域おこし協力隊員の方との意見交換を開催し、新規返礼品の開発を中心に事業運営の現状や課題を踏まえた今後の対応について率直に意見交換を行ったところであります。

その際、議員からご指摘のありました「日本農業遺産東稲山麓地域の米を返礼品にしてはどうか」との意見が出されたことを契機に、生産者や事業者と実現化の取り組みを進め、本年7月から「道の駅平泉」で取り扱っている返礼品について、東稲山麓地域で収穫された米には東稲山麓地域の説明文を加えてパッケージ化し、また、ふるさと納税のポータルサイトでは画像にロゴマークをつけ、新たな返礼品として掲載を開始し、8月末までに78件の申込実績がありました。現在は、全国的な米不足の影響で在庫不足が生じたため、受付を一時停止していますが、新米が収穫でき次第申込受付を再開する予定となっております。

日本農業遺産東稲山麓地域の米のブランド化につきましては、現在、道の駅平泉から提供されているふるさと納税返礼品の米は、一般的な米の生産方法に比べ農薬や化学肥料を50%以下に抑

えた「特別栽培米」であり、かつ東稲山麓地域で栽培された米であることなど、他の米と差別化を図ることができるため、ブランド化に向けて今後、東稲山麓地域農業遺産推進協議会の中で本格的に検討してまいります。

さらに、米以外にも東稲山麓地域で生産された農畜産物が返礼品として登録されておりますので、事業者の協力を得ながら返礼品パッケージ東稲山麓地域のロゴマークを貼ってPRを行ってまいりたいと考えております。

また、まだ登録されていない農畜産物につきましても、生産者への働きかけを行い、地場産品の品ぞろえを増やすことで、寄附額の増加を目指すとともに、日本農業遺産東稲山麓地域の認知度アップにもつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

丁寧な答弁ありがとうございました。

何点かお尋ねをしております。

高齢化や人口減少、都市部への人口流出などを背景に、全国で増え続けている空き家。総務省の2023年住宅土地統計調査では900万戸となり、過去最多を更新しております。増え続ける空き家とその管理と相続不明などの問題が大きな課題となっております。

伺ってまいります。昨日、氷室議員からも質問で同様の重なる部分がありますが、よろしくお願ひしたいと思います。

管理不全空家及び特定空家について伺います。

答弁では、国の示すガイドラインに準じて平泉町空家等対策協議会に意見を求め認定基準を作成する予定であると言われてきました。これは、いつ頃をめどに策定する予定なのかを伺います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

いつ頃策定予定かということでございますけれども、今のところは判定基準をと考えております。

まず最初に判定基準を作成してからと思っておりますので、いつまでということは今のところは明言できない状況でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ほかの県内の市町村の管理不全空家等の認定基準作成状況はどうかを伺います。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

県内の市町村の管理不全空家の認定基準の策定状況でございますけれども、策定済みが2市で盛岡市、陸前高田市、策定中が8市町で大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、滝沢市、矢巾町、大槌町となっております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

管理不全空家と特定空家における罰則について伺ってまいりますが、認定基準を定めた後に、行政側から空き家所有者に対する指導を行うことになるわけですが、改善が見られない場合の罰則のフローを説明ください。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

罰則につきましては、まだそこまで検討しておりません。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

指導の後に勧告をされるかと思うのですが、この改善されない場合に、固定資産税はどうなりますか。

議長（高橋拓生君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

固定資産税の住宅用特例というのがございますが、こちらは、住宅政策上の見地から居住用に供する住宅用地につきまして税負担の軽減を図るために設けられた措置でございます、土地が住宅用地に該当する場合については、固定資産税が減額されるものでございます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の規定によりまして、特定空家等または管理不全空家等に該当し、賦課期日1月1日までに町からの勧告に対する必要な措置が講じられない空き家の敷地につきましては、固定資産税の住宅用地に係る課税標準の特例の適用対象から除外されるため、200平米以下につきましては6分の1の適用除外、200平米を超える住宅用地につきましては、3分の1の適用除外となりますので、固定資産税の住宅用地にかかる課税標準額につきましては、増額となるところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

勧告しても改善はされない場合は、命令ができるわけですが、その後行政代執行という流れ

になるのだらうと思いますが、この1年以上誰も住まなくなった空き家に対する固定資産税の評価額を基準について伺いますが、特定空家に指定されなくてもその前段の管理不全空家に指定されれば3分の1からもしくは6分の1が除外されて3倍、6倍ということになるということの理解でよろしいですか。

議長（高橋拓生君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

管理不全空家に指定されて勧告による適切な措置が取られない場合につきましては、議員おっしゃるとおり6分の1、3分の1の適用除外ということになります。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

相続登記のされていない空き家については、把握されているでしょうか。

議長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

空き家の実態調査では、相続登記されている、いないの調査は行っておりませんので、把握はしておりません。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

次に、空き家バンクについて伺ってまいります。空き家の利活用判定についてなのですが、こういったランクづけをされているのか伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

現状の制度の空き家バンクでは、ランクづけはいたしておりません。申込次第順次登録ということになっております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

質問が悪かったですね。

すぐ住める空き家なのか、それとも、改修を必要とするのかというそういうランクといいますか度合いといいますかそれを伺っておりましたが。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

町で提供している部分につきましては、空き家情報の紹介ということになりまして、その後の契約に向けては、宅建業者が入って契約というふうになりますが、宅建業者にまずはその物件を見ていただいて、取引可能な物件かどうかを判断していただいておりますので、現状では登録をされる場合には、住める空き家ということになります。

ですので、ランクとしてはほぼ同程度のランクが今、登録をされているということになります。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

この空き家バンクの物件の見学者の状況についてお知らせください。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

見学のみということは先行して行っておりませんで、まずは利用申込みをしていただいて、その後に見学ということが可能になりますので、これまでは申込数と見学数は同数となっております。これまで10件の見学があったところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

空き家バンクに登録される物件所有者との関係で一番多いのは、本人なのかその相続人なのか、または後見人なのか。一番多いのはどれですか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

登録者ということになりますと、当町の空き家バンクの場合は、所有者本人でなければ登録をできないということになっておりますので、現状の空き家バンクでは全て本人となります。

ただ、その以前に相続をされた方かどうかというのは、把握はしてございませんが、登録時は本人ということになります。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

登録される空き家になってからの年数の平均値は分かるでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

これまで空き家が9件、空き地が2件、トータルで11件あったわけですが、そのうち空き家の

9件のうち年数を把握しているのは8件でございます、8件のうち1件は20年以上の空き家でございますが、残りの7件については平均で約2年というふうになっておりまして、空き家になってから比較的早期に登録をされているという結果になってございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

農地つきの要件を満たす物件は相談にあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

空き家・空き地バンクに登録をできるのは、空き家と宅地のみというふうになっておりますので、その所有の方が例えば別に農地を持っている場合には、農地については別途農業委員会にご相談をいただくということになってございますので、空き家・空き地バンクで農地つきの物件という登録はないのが現状でございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

需要は高いと思うのですが、それは今後整備される予定はありますか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

特に移住の方で、農業等もしながら移住をしたいという方も需要としてはあろうかというふうに思います。

これについても、近年、農地取得について比較的緩和された部分もありますが、取得に際しては農業委員会の許可が絶対要件ということになります。ただ、所管が別だからといって、それはそっち、これはこっちというわけではなくて、今後農地つきで登録をするということも農業委員会と連携をしながら、今、作成をしているフォームの中で、当初からできるかどうかは分かりませんが、そういった農地の情報も載せるようなことで、今、検討しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7番（真竈光幸君）

農地も1アールという基準になりましたので、その要件を満たすとなれば、需要はかなり高いということは全国でもございますので、ぜひ整備をお願いしたいと思います。

リフォームをしなければならない場合の町内のリフォーム業者への紹介などは行っておるでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

先ほども申しあげましたとおり、町としては空き家物件の紹介までということになりますので、その後の契約等、あるいはリフォームに関わっても町としては現状ではタッチはしておりませんので、紹介の段階でリフォーム業者を併せて紹介するという事は、現在はしておりません。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

空き家所有者の希望に対応する助成策として、家屋の解体、修繕及び家財処分費用に対して支援することを検討するというふうに答弁をされました。

解体に伴う土地の固定資産税増に対する減免措置も希望されておりますが、これについてはどう捉えられていますか。

議 長（高橋拓生君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

空き家を解体いたしますと、固定資産税の住宅用地特例、先ほど申しあげました6分の1、3分の1の適用除外というようなことから、税負担が増えるということでございます。

現在、地方税法及び町税条例に基づき課税してございますが、町独自の減免措置については現在考えておらないところでございます。

なお、まずは庁舎内での空き地に対する問題の共有や課題のリストアップ、解決策の検討というのが必要であるというふうに考えてございます。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

今後、高齢者の独り暮らし世帯は、特定の行政区だけでなく加速していくことが予測をされるわけですが、空き家のさらなる増加も懸案とするところであります。

なかなか現況生活されている世帯に対して、将来の希望を聞き取りする調査はできにくいだろうと思うのですが、空き家になる前の相談対応は、町民福祉の観点からも不動産の名義や相続人、空き家になった場合の使い道など、確認しておくような方策はないでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

小野寺建設水道課長。

建設水道課長（小野寺敏彦君）

今後、空き家の担当課や高齢者関係課など関係機関が連携して高齢の所有者への対応を検討できればと考えております。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

空き家バンクがあることを知っている所有者が、アンケート上ですと37%しかいない。知らないという人が62%という結果が出ておるわけですが、昨日も同僚議員が質問しておりますが、この周知の方法改善について再度答弁をお願いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、ご紹介いただきました割合については、令和4年度の空き家等の実態調査のアンケートの中での数字かというふうに思います。

当課では、先ほど申し上げましたが、固定資産税の納税通知の際に令和4年度から空き家バンクの周知チラシを送付をさせていただいておりますので、時期としてはやや同じ時期ということになりますので、現状の年々相談件数が増加しているということからすれば、現在は若干改善はしているのかなというふうに思いますが、やはりその所有者等に直接届く情報提供というのが一番重要かというふうに思っております。

ですので、このチラシの同封については継続をいたしますとともに、個別に相談会等の開催も検討してございますので、直接登録の前の相談事も非常に多いというふうに認識しておりますので、そういったものを相談をし、そして、課題を解決しながら登録をしていくというふうな直接働きかける方法を検討しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

その一方で、売買登録、賃貸登録を検討したいとする所有者が30%、したくない、分からないという人が53%ということですが、このしたくない要因というものについてはどういう分析でしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

そのアンケートでは、直接その理由については伺っていない状況ですけれども、自由回答欄等を見ますと、その別荘といいますか長期休暇等に活用しているという方がいらっしゃったり、中には親から代々受け継いだ資産であるので手放しづらいという方もいらっしゃったというふうに思っております。

先ほど議員おっしゃったとおり、この時点では制度自体を知らないという方が六十数%でございましたので、したくないというよりはどちらかというとならないという方のほうが多かったのではないかなというふうに分析をしているところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

この登録が進まない原因として、先ほども申し上げましたが、相続登記がなされていないということも原因の一つになるのか、見解をお願いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

当町の場合は、先ほど申し上げましたとおり、所有者本人でなければ登録をできないということになっておりまして、その次の売買に行きやすいというふうな見地からこういったスタイルを取っております。

他の市町村では、相続が何も決まっていない状態でも登録をしているところもございいますが、そうしてしまいますと、やはり宅建業者のほうで非常に時間がかかったりとかということもありますので、当町としましては、相続終わった後の登録、そして、今年度から地域おこし協力隊の活用で始まっております、登録に向けた相続も含めての相談をしっかりと課題を解決して登録をしていくというふうにつなげるということになっておりますので、相続登記の問題についてしっかりクリアした上で登録増を目指していきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

一方で、相続放棄されている物件もその中には多分相当数あるのではないかというふうに思いますが、こういった空き家所有者の意向としてゼロ円、または町に寄附をしたいというような希望を持っていらっしゃる方はいるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

やはりその管理が大変だということと、あと、比較的遠くの方が所有をしているという形の場合には過去には町に寄附をしたいという申し出が数件あったというのは事実でございます。

ただ、やはり空き家の寄贈を受けますと、町が管理をしていくということになりますので、その時点ではその管理であったりあるいは活用が全く見当されていない段階でしたので、お断りをしたということがございますが、例えば、今後、町の施策の中で活用が実際検討できるような物件、程度にもよりますが、そういったものを実際検討させていただいて、そういった事例があれば受入れについても検討はしていく必要があるのかなというふうには考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

質問を変えて、物件の取扱いについて伺いますが、自治体の空き家バンクと一般的な不動産売買との差では、仲介業者を通さないということで個人間で取引できることだと思いますが、自治

体の目的は、先ほど課長の答弁のとおり空き家の紹介であるため、売買交渉としては職員は関与しないことになるわけですが、本町のこの物件取引に対する見学から契約までのフローをお示しいただけますか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

まずは、利用申込みからということになります。利用申込みがあった際に協力宅建事業者、町、利用希望者、そして、所有者と4者で物件の見学をいたしまして、その後の交渉や契約業務については、全て宅建業者のほうで行っているという状況でございます。

議長（高橋拓生君）

真籠光幸議員。

7 番（真籠光幸君）

本町のホームページ、移住定住空き家・空き地バンクのご案内について伺ってまいりますが、空き家バンクの取り組みとして大きな成果を上げている例として、大分県豊後高田市があります。9年連続で転入者が転出者を上回る社会増を実現しております。年間約500世帯の移住希望者が利用登録を行い、毎年300人以上の移住者数で推移しています。人気の背景には、全国トップクラスの子育て支援策があります。ふるさと納税寄附金は全額子育て支援に活用するなど移住後の暮らしを支援する施策の充実があります。

そして、大きな要因の一つには、移住応援空き家バンクサイトの充実であります。物件の紹介だけでなく、地域の環境や自然、人々の暮らしなど、住んでみたいと思わせるような内容に引かれる移住希望者の声が大であります。

そこで伺いますが、近隣市町サイトで一関の空き家バンク「あばいん一関」、奥州市ですと「いわて奥州ぐらし」、この両方を見て本町のものと比較しますと、登録物件の情報量の少なさといえますか、非常にコンパクト過ぎるというか事務的だなという感じがいたします。両市の情報提供は、所在地のほか建築年月日、空き家になった日など詳細に写真も大きく見やすく表示をされております。しかも、本町のホームページですと成約済みの物件が消されないまま表示されています。空き家バンクサイトの基本的な捉え方に課題があるかもしれません。町の魅力発信とともに、利用者が見やすいものに改良すべきだと思います。

答弁では、新しいポータルサイトを作成するとありました。第2期平泉町空家等対策計画策定の際のアンケートにもありましたように、空き家の売却、修繕、解体事業者等の情報も欲しいのだと、こういったことも加味した利用者が使いやすいサイトの構築についての作成方針を伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

新しいポータルサイトにつきましては、現在、地域おこし協力隊が10月あるいは11月の公開に

向けて今、準備中でございます。

ご指摘のいただきました部分を含めまして、より効果の上がるようなサイトとなるように努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

ぜひ豊後高田市とまではいなくても、奥州、一関両市を参考にされて、平泉移住・定住応援サイトの整備に取り組まれることを望みます。

セカンドハウスについて伺います。

セカンドハウスの定義は、別荘以外の家屋で週末に農作業や趣味のために郊外に取得するものであり、遠距離通勤者が平日に居住するために職場の近くに取得するものとか、毎月1日以上居住の用に供するもの、または自宅から一定程度離れていることとされております。

再三取り上げてまいりました2つの地域に住む2地域居住であります。改正広域的地域活性化基盤整備法という地方への人の流れを創出、拡大するための法が成立したことにより特例措置が取られることになりました。

空き家改修やコワーキングスペース整備に対して予算面での支援が受けられることになりました。2地域居住が増えることで地域活性化、地方創生、関係人口の拡大などが見込まれるところであります。農地つきまたは作業小屋つき等の空き家登録を推進されて、2地域居住を促進するという取り組みについて再度見解をお願いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、お話のありました広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律というものが5月に一部改正をされまして、今、ご紹介のありましたとおり2地域居住の促進に向けた取り組みが今後具体的に進められていくというふうに考えておりますが、国の支援をこの制度に乗って受けるために、まず前提としまして、岩手県において広域的地域活性化基盤整備計画というものを作成されたときに、市町村において特定居住促進計画が作成可能となるということになってございます。

この市町村の特定居住促進計画がありますと国の支援等受けられるということになりますが、現状ではまだ県のほうでこの2地域居住の計画というものが示されておられませんので、これらの動きが今後進んでいくものというふうに思っております。

これを受けまして、当町でも後れないように様々な国の支援等を活用できるように計画の策定についても検討してまいりたいなというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

そうしますと、空き家の改修費用なんかの上乗せというのは今後検討の課題になるのでしょうか

か。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

改正された内容を見ますと、まだはっきりと分からない部分はありますが、現状で行っている町の若者移住者向けの支援については、これは別の国の補助事業を活用して県全体、県とそれから県内の全市町村で行っている事業でございまして、この補助金に対する上乘せとかということにはならないと思いますが、その先ほどの一部改正された制度において、こういった支援策があるのかというのがまだ現状では把握できておりません。空き家の改修にストレートに補助できるものかどうかも含めて今後注視をしてみたいと思いますが、現状では2地域居住される方向へのコワーキングスペースの開設等に対する支援ということは出ておりますが、これが空き家を活用したものであれば当然対象にはなるとは思いますけれども、居住としての空き家の改修について、その方向性が示されましたら当町でも対応できるようには検討していく予定としてございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

現在、町の助成としては、若者移住者空き家住まい支援事業費があるわけですが、バンク登録の空き家取得に30万円、改修に40万円の計70万円が補助されるのです。

また、子育て世帯については、さらに20万円の加算が行われることになっておりますが、今年度これの執行状況というのについてお知らせいただけますか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今年度ということですと、まだ活用はございません。

条件がございまして、若者世代、これは具体的に言うと39歳以下。それから、県外からの移住であれば年齢に関係なくということになります。これが、先ほど申し上げました全県の市町村で取り組んでいる補助ということになりまして、今年度はまだ活用がございませんが、昨年度1件該当しそうな案件があったのですが、39歳の方で、ちょうど40になる段階の中で、時期的に難しかったということと、それから、県の予算がやはり年度早々に消化してしまうということもございまして、県との懇談の中ではしっかりした予算を確保していただきたいという要望を併せて行っているところでございます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

今年度というのは令和5年度ですか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

前提として空き家バンクの物件を購入したということが前提の条件になりますが、昨年度は、空き家バンク契約3件あったのですが、先ほど申しあげました39歳の方が1件該当しそうだったのですけれども、先ほどの事情で該当にならなかったということですので、昨年度も実績はゼロでございます。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

この空き家について、最後にまた評価額についてお聞きしておきたいのですが、固定資産評価額として、セカンドハウスの場合、東稲山麓地域など住宅の密集がない村落地区の場合、空き家の経年劣化などによる減点補正率の引下げといたしますか減価、評価額の軽減措置の優遇は取れないですかね。

議 長（高橋拓生君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

東稲山麓地域など住宅の密集がない村落地区の場合というようなところでの軽減措置というようなご質問ではございましたが、町全域につきましては景観計画の区域に指定されてございまして、景観の特性に応じた規制レベルに設定するために歴史的景観地域、風土景観地区、一般景観地区に指定されてございます。

現在、住宅建築場所において特別な軽減措置、優遇措置というところは取ってございません。また、町独自の軽減措置というところにつきましては、現在、考えておらないところでございます。

議 長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

参考までなのですが、この2地域居住でセカンドハウスとした場合の住民登録をしない場合の住民税での均等割は発生するのでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

村上税務課長。

税務課長（村上可奈子君）

住民税につきましては、1月1日時点で住所のある市町村から課税されるものでございますが、平泉町に住所を有していない方が平泉町内に住宅や事務所などを所有している場合につきましては、住民税の均等割が課税される家屋敷課税に該当するものでございます。

家屋敷課税につきましては、住所がない場合でも住宅などを所有していれば清掃や道路整備などの行政サービスの受益者であるという考えのところから一定の負担をいただく税金となつてご

ございます。

貸家の場合など、家屋敷課税が非課税になる条件もございますが、仮に町外に住所のある方が町内の住宅をセカンドハウスとして所有した場合には、住所がある市町村から住民税が課税され、それとは別に平泉町から家屋敷課税として個人町民税が3,000円、個人県民税が2,000円の合計5,000円の均等割が課税されます。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

最後に、ふるさと納税返礼品について伺います。

8月28日の岩手日日新聞に、昨年度のふるさと納税の実績が掲載されました。それによれば、県南7市町村の2023年ふるさと応援寄附金総額は144億3,342万2,000円で、前年度と比較して40.7%、金額にして46億6,231万1,000円増えました。平泉は、3,633万6,000円で前年より約1,200万ほど増えております。

寄附者は、特色ある返礼品を目当てに寄附する傾向に変わりはないとされます。日用品や農産物に人気が集まっており、平泉では、大文字りんごや米が主要な返礼品になっているところでもあります。

今年度は、答弁にもありましたように、異常な米不足もあって、米の返礼品が品不足になった事例がありました。

質問いたしました束稲山麓地域で産出される米は、棚田で構成される水田のメリットとして西日の日照時間の長さによる登熟の度合いに差が出て、遊水池大区画水田と比べても食味が勝ることが数値上で証明されております。平地の米と差別化を図り、道の駅やアグリ平泉と連携し、ブランド米とする方策があるのではないかと思います。

答弁をいただきましたロゴマークにつきましては、昨年から道の駅や一関産業まつり等で販促用として活用されているところでもあります。

今後、束稲山麓地域農業遺産推進協議会で本格的に検討すると答弁をされました。

江刺の金札米、花巻のプラチナポーク、一関のトイレットペーパーなど、ふるさとを代表する返礼品の開発が応援寄附金を伸ばす。現行の特別栽培米、または減農薬米としてだけでなく、ネーミング、平泉の「束稲<sup>にしびまい</sup>西日米」とか「束稲<sup>さくらまい</sup>桜米」とかネーミングをつける方策についても検討できるでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、いろいろとふるさと納税の今後の推進策についてご提言いただいておりますが、やはりそういう課題が何かということで、先ほどランキングの話がありましたけれども、確かにまだ力不足でこれからだというようなところで今、力を入れているところです。ブランド化に関しましては、やはり地域の特色ある商品を発掘していくという、それについては今、申し上げられたとお

り生産者や事業者との連携をするということが必要ですし、そのために品質の管理、ブランドイメージを根づけるというか構築するということが併せて必要です。

そして、さらにはマーケティング戦略といったものも必要ですので、この新聞報道があった前日に勉強会を開いておりまして、生産者、事業者の方と意見交換をしました。その中で、現状をお伝えしまして、ふるさと納税の人気の返礼品は何かといったもの、コストパフォーマンスであるとか、差別化がしっかりできているといったところを十分理解いただいておりますけれども、今後もそういう意見交換、勉強会を行うということが必要であるというふうにはふるさと納税の事務局を担っている総務課では考えております。

先ほどの推進協議会での議論であるとかネーミングといったところにつきましても、ふるさと納税につきましては、農業の振興であるとか観光産業の振興といったところに深く関わってきますので、関係課とそれこそ外部との意見交換もですけれども連携しながら、そういったところについても推進を図るということを進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

真竈光幸議員。

7 番（真竈光幸君）

行政が主導して東稲山麓地域の米を特産として位置づけをすることで、耕作放棄の防止や農業を継続する意欲を農業者に持たせる、そうした取り組みが平泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標でもあります、いつまでも健康で安心な暮らしを守る、企業版ふるさと納税の企業との関係構築にもつながっていくのではないかと考えるものであります。

返礼品に対して重層的な捉え方を望み、私の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時14分

---

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告7番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

通告7番、阿部圭二です。

質問項目は3点であります。

まず第1に、放課後児童クラブについてであります。

厚生労働省が平成26年度に策定した放課後児童クラブ運営指針は、放課後児童クラブにとって

重要な道しるべであり、制定から初めて今年令和6年に改訂されることになりました。改訂に当たって、児童の健全育成を図ることができるようにどのように具体化していくのか伺います。

そして、もう1点、放課後児童クラブについて、保育所と同様の位置づけで放課後児童健全育成事業を行えるようにするべきだと思いますが、したがって、支援員を町の職員にするなど処遇の改善が必要と考えるがいかがが。

2点目です。

健康保険証の廃止についてであります。

12月2日から健康保険証が廃止になることを受けて、地方自治体などの保険者は、マイナ保険証を持っていない人などに、現行の保険証の代わりとなる資格確認書の発行などの対応が求められる。どのような形で資格確認書を手配していくのか、マイナ保険証の利用登録者の有効期間や電子証明書の失効期間もあるため案内文などの通知をどのようにしていくのか、資格確認書発行に対応したシステムの構築などの自治体の負担増と町民の不安や混乱が予想されますが、町の対応について伺いたいと思います。

そして、3点目であります。

福祉灯油についてであります。

物価高騰に賃上げや年金引上げが追いつかず、厳しい生活を余儀なくされている方々がおります。一方でガソリンや灯油の高騰が続いており、この冬に向けて福祉灯油などの支援策を行っていくべきと考えるが、いかがでしょうか。

答弁をよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

放課後児童クラブについてのご質問がありました。

初めに、放課後児童クラブ運営指針の改正に伴う対応についてであります。現在の運営指針は、「放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を明確化する」ことなど、3つの視点を捉えて、平成26年度に策定したものであります。

今回の運営指針の改正においては、令和5年12月に閣議決定した「こどもの居場所づくりに関する指針」などを踏まえ、現在、こども家庭庁において専門委員会を設置し、調査、審議を行っているところであります。

現在、示されている改正内容については、「子供の権利擁護」の観点から居場所づくりに関わる大人が広く子供の権利について理解するとともに、子供自身が子供の権利について学ぶ機会を設けること、また、子供とともにつくる居場所づくりの観点から、イベントの企画や居場所の運営ルールや規則を子供、若者とともにつくることなど、大きく6項目の論点が改正内容として検討されているところであります。

そこで、今回の運営指針の改正に向けた国の検討状況を踏まえつつ、他市町村の対応状況なども注視しながら児童クラブ運営委員会と取り組みの方向性や対応方法などについて検討し、児童の健全育成の一層の充実に向けて取り組んでまいります。

次に、放課後児童クラブの処遇改善についてですが、現在、児童クラブの運営については、町の児童クラブ条例により「すぎのこクラブ」と「たばしね児童クラブ」の運営委員会へ管理運営業務を委託しております。管理運営委託料については、支援員や補助員の人件費ほか運営に必要な物件費などを委託料として支出しているところであります。

特に、人件費においては、令和3年度から支援員等の処遇改善を図り、時給単価や期末手当、通勤手当を町の会計年度任用職員と同等の金額で算定しているところであります。

また、児童クラブの運営については、放課後児童クラブ運営指針で「育成支援の継続性という観点からも、安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの権利や健全育成、地域の実情についての理解を十分に有する主体が継続的、安定的に運営することが求められている」ことを踏まえ、現状の管理運営委託団体が適切であると認識しております。

今後も児童クラブの運営において、支援員等への人件費などに係る処遇改善については、社会情勢の状況を踏まえながら、児童クラブ運営委員会との協議の上、対応してまいります。

続いて、健康保険証の廃止についてのご質問がありました。

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の一体化の方針に基づき、従来の健康保険証は、令和6年12月2日に廃止され、新規交付が終了し、保険証を発行する必要がある方については、代わりに「資格確認書」を発行することとなります。

平泉町が保険者である国民健康保険被保険者につきましては、令和6年8月1日の保険証一斉更新時にリーフレットにより周知をしたところであります。

資格確認書の発行につきましては、マイナンバーカードを取得していない方や保険証とのひもづけが完了されていない方に対しましては、当分の間現行の国民健康保険証の有効期限が切れる前に申請いただくことなく資格確認書を送付することとなります。

マイナンバーカードと保険証の一体化が済んでいる方につきましては、マイナ保険証を使用させていただくことを基本といたしますが、ご自身の被保険者資格を簡易に把握できるよう氏名、被保険者番号、負担割合等を記載した資格情報のお知らせを交付することとなります。

これらの情報につきましては、町民の皆様が混乱されないよう今後広報紙及び町ホームページにて周知いたします。

続いて、福祉灯油についてのご質問がありました。

物価の動向においては、新型コロナウイルスによる社会的影響等により急速に高騰し、現状においても上昇傾向を見せていることから、その影響が経済的に町民の生活を圧迫していると認識しております。

議員ご指摘の福祉灯油事業については、エネルギー価格や物価高騰の対策の一つとして国・県の補助金等を活用し、生活困窮者における冬期間の経済的負担の軽減を図るため、灯油等購入に対する助成を実施した「生活困窮者冬季特別対策事業」を令和3年度から継続して実施している

ところであります。本年度におきましても、冬季に向けエネルギー価格や物価高騰が継続することが見込まれることから、国、県の動向を注視しながら対策を検討してまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、再質問のほうに入ってまいりたいと思います。

順番どおりさせていただきます。

児童クラブについてでありますけれども、改正点では、放課後児童クラブの運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、望ましい方向に導いていくための「全国的な標準仕様」としての性格を明確化とあります。これは、子供にとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるようにだと思いますが、児童クラブの仕様を見直していく必要があるのではないのでしょうか。お伺いしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

ただいまの質問でございますが、先ほど町長が答弁したことで繰り返しになるかもしれませんが、現在の運営指針につきましては、国で平成19年度に放課後児童クラブガイドラインが策定されたところであります。

その後、子ども・子育て支援新制度や放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を踏まえて、平成26年度に放課後児童クラブの運営指針が策定されたものであります。

その策定内容は、全国的な標準仕様としての性格を明確化したものであるということから、現在、当町におきましても、その標準仕様の内容などを踏まえながら児童クラブへの管理運営業務を委託し、運営指針に沿った運営を行っているところであります。

なお、今回、今、国のほうではまだ協議中ではございますが、この運営指針の見直し改訂においてその内容が決まり次第そのような運営指針に沿った内容で、また、関係機関、関係団体、それから運営協議会などと協議しながらできるだけその内容に沿うような形に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

みんなで話し合っというのはとてもいいことだと思います。次の質問に入りたいと思いますが、改正点ではこどもの居場所づくりの中で、子供自身の権利の学習とともに「こどもの生活や遊びに影響を与える事柄については、こどもが放課後児童支援員と共に考え、共に決めることができるよう努める」、または事業の質の向上につなげるために「第三者評価制度等の活用や

客観的な評価を受けること」「こどもや保護者の意見を取り入れること」とありますけれども、現状で生活や遊びについて客観的な評価とか子供や保護者の意見を取り入れることはあるのでしょうか。お伺いします。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

まずは、ご質問にありました客観的な評価についての取り組みにつきましては、現状は行っておりません。

意見の取り入れにつきましては、保護者等児童クラブの運営に関わる方から意見を徴収する場として、それぞれの児童クラブで運営委員会の総会や保護者会総会などを開催しておりますので、その中で運営に関する意見交換を行っていると考えております。

そうしたところで、また、子供や保護者のおおの意見など自由に話せる場として、これは、新規利用者や継続利用者への面談をする際に子供、保護者、それから、支援員3者での面談をする際に、特に継続利用者の方については、今までこちらを利用していることを踏まえていろいろな意見をいただいたり、新規の方につきましては、やはり不安などもございますので、いろいろなお要望などを踏まえながらそういった意見をいただいたものを運営組織内で検討しながら運営に際して事業等に反映させていただいているものもあると考えております。

また、昨年度実施した第3期のこども・子育て支援事業計画策定においてですが、こちらでのニーズ調査においても、放課後児童クラブの利用状況や利用希望の調査などを保護者に行い、それと合わせながら自由な意見などをいただいております。この内容につきましては、第3期のこども・子育て計画の中でも、それから、それにつなぐ運営に際しても十分に精査しながら今後の運営につなげていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

第三者等まではいかなくてもある程度意見を聞いているということだと思いますが、できれば子供の意見も多く聞いていただきたいなと思います。次の質問ですけれども、改正点では、エッセンシャルワーカーとして感染症の蔓延時や災害時のBCP事業継続計画を定めるように努めるとか、テレビなどで問題になった性被害防止に向けた体制、送迎や遠足での際の乗車降車の際の点呼での確認、プールなどでの入水する場合の安全管理などについて書き加えております。

バスに乗ったりするのか、プールを使うのかというのは私はあまり聞いていないのですが、使っているのかも確認したいと思いますが、今まで検討されたことはあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

ご質問のあった検討されているかというところですが、検討というよりは、実際、今まで行ってきた部分についてお話をさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の蔓延時におきましては、国の要請に従って共働き等の子供の家庭環境への支援を図るために、放課後児童クラブの開所の対応を行ってきたところであります。

また、事業においては、バスを利用する際の乗車、降車時の点呼確認や、プールにおける入水に関する安全確認を行いながら事業を実施しているところでございます。

国においては、議員ご承知のことと思いますが、放課後児童クラブは安全安心な居場所とするために各事業所において基準に定められた安全計画を策定し、総合的な対策を講じることが求められているものであります。

また、放課後児童クラブは感染症の蔓延時や災害時にも必要に応じ開所することが期待されているため、今後は他の児童クラブの策定状況も注視しながら、運営委員会と連携しながら事業継続計画の策定に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

できるだけコロナ禍で頑張ってきたということは私自身もよく目にしてきました。

次の質問でありますけれども、改正点では「放課後児童クラブを利用するこどもたちの生活の連続性、発達の連続性の保障は、学校をはじめ、保育所・幼稚園等、地域、関係機関との連携が不可欠である」としています。

現在、連携とか話合いの場というのはあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

幼保小連携の部分ですが、現状は子供の状況につきましては、保護者からのみの情報であって、関係機関との連携、話合いの場は特に行っている状況ではございません。

しかし、議員ご指摘のとおり、国の運営方針案におきましては、放課後児童クラブを利用する子供たちの生活の連続性、発達の保障においては学校をはじめ保育所、幼稚園、地域、関係機関との連携が不可欠であるというふうに考えております。

そこで、特にも小学校との連携におきましては、子供の生活の連続性を保障するために情報交換や情報共有などを図っていく必要性があり、その実施に当たっては、個人情報や秘密の保持についてあらかじめ取決めをしておく必要があると考えております。

そのほか、保育所、幼稚園や地域との連携も含め、どのような機会を捉えて連携をしていくのがよいかというような部分を今後検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

なかなか地域と連携しながらというのは難しいのかもしれませんが、これからますますどういう方向に向いていくか分からない児童クラブであります。ぜひ、連携とともに話し合いも持っていたいただきたいと思います。

それから、改正点では小学校、保育園、幼稚園などでも今、当たり前になってきておるものですけれども、医療的ケアを必要とする子供についてとか、多国籍の子供たちの社会的、文化的な障壁のある子供たちへの対応でインクルージョン、尊重するような考え方というかその考え方に立って支援をしていくことについて、放課後児童クラブでも検討しているのでしょうか。お聞きします。

議長（高橋拓生君）

千葉子育て支援課長。

子育て支援課長（千葉光祉君）

医療的ケア児の受入れなど、医療的ケアを必要とする子供への対応でございますが、医療的ケアを必要とする子供の受入れに当たっては、看護師等などの配置等や受入れ態勢の整備が必要であることから、現状では受入れが難しいと考えておりますが、地域社会における障害をもつ子供の放課後の生活が保障されるよう、放課後等デイサービス等の連携や協力が図られるよう、今後関係者や関係機関との検討を行ってまいりたいと考えております。

また、国籍など社会的文化的な障壁のある子供への対応につきましては、放課後児童クラブにおいても、孤独や孤立につながらないようにクラブの一員として支え合うインクルージョンの考え方に沿った支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

なかなか医療的ケアの必要な子供とかは、多分、今、学校でもあまり来てはおりませんが、外国人が平泉で居住し、子供たちが入ってくる可能性というのはとても大きいと思います。そういう点でも差別がないような学校運営なり児童クラブが必要になると思います。

今後児童クラブがどのような形になるか分かりませんが、児童のほとんどが放課後児童クラブに入っていくことになると思います。平泉町の児童クラブは、公立民営でありますけれども、全国の半分はこの形ですが、今回の町長や課長の答弁ではっきりしたことがあります。その1つは、支援員の処遇が改善され、会計年度任用職員並みの状態にある。これは、公立公営と差がないことを表します。そして、今回の運営指針の改正で、保護者、学校、保育所、幼稚園、地域など関係機関と連携し自身の成長、発達、子供一人一人の育成支援に努めることが社会的責任であることであります。

学校では基礎学力が形成され、放課後児童クラブでは多くの子供の中での遊びや生活は様々な

仲間、集団の中で社会性が発達していく場となります。

子供たちへの一斉支援、支援員の職場倫理などは、公立公営にこそ運営しやすいものとなるのではないのでしょうか。ぜひそこを目指していただきたいと思います。

それでは、次の、健康保険証の廃止についての質問に移っていききたいと思います。

健康保険証廃止に当たって、町民から何か質問とか疑問というのは出されたことはあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

健康保険証の廃止に当たってからの町民の反応というところでございますけれども、具体的に問合せ等というところは今のところ受けつけていないというところではございますが、窓口の対応を聞いている中では、保険証がマイナンバーカードになるというような形で交付、申請に来ていただく方もいらっしゃいますし、またそういったマイナンバーカードを使って保険証になるのだねというような話をしている方もいらっしゃいますので、そういった形で若干そういった周知の部分が進んでいるのかなというふうなことを感じてございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

12月2日より健康保険証が廃止になるわけでありまして。代替りの資格確認書と今までの健康保険証とは、どう違うのですか。違いはあるのでしょうか、お聞きします。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

12月2日から健康保険証が廃止になるということで、新たに資格確認書を発行するというようなところでございます。

それで、岩手県のほうから事務処理基準ということで示されているところでございますが、資格確認書に記載するということに関しましては、氏名、生年月日、被保険者等の記号番号、保険者情報等というような形の記載された資格確認書を発行するというような中身になってございまして、現在、使っております保険証と同様の内容になるかというふうに見ております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

今までマイナ保険証を国のほうでは進めてまいったわけですがけれども、現状、平泉の利用率というのは分かるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

マイナ保険証の利用でございますけれども、平泉町の国民健康保険の被保険者の利用率というところでございますが、令和6年7月で9.3%というところでございます。全国平均と言われていきます11%からは若干下回っているというような状況でございます。

4月が5.4%でございましたので、徐々に増えてきているというような状況でございます。

また、今、申しあげました9.3が7月の数字でございますので、8月に保険証の一斉更新で周知等図ってございますので、さらに伸びてくるかなというふうに見込んでおります。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

先ほど課長も言っていましたけれども、全国の利用率が11.3%と11から12%のようであります。2024年、今年の7月時点での利用率は11.3で6月時点での利用率は9.9%でした。これは全国ですけれども、5月時点では7.73%。いまだに9割以上が現行の保険証を利用しているという形になります。

医師、事務職にどんなメリットがあるのか理解できないというような声もありまして、厚生労働省はマイナ保険証の利用促進のために利用を増やした病院や薬局に報償金を支給している、そのために利用率がいきなり上がったというような話もあります。

全国ではマイナ保険証をやめたいという人もいますようですけども、やめられるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

マイナ保険証への登録したものの解除についてというところございまして、こちらにつきましては令和6年2月9日の事務連絡で県を通しまして国から事務連絡が発出されてございます。

その内容につきましては、本年10月頃をめどに、利用登録の解除の手続きを開始するというような内容となっております。

利用登録の解除を希望する方は、加入する医療保険者等に申請をして解除を行うものとさせていただきます。

ただ、2月の事務連絡の発出の詳細な連絡がまだ届いていないというところで、再度県のほうにも照会いたしました。まだ県のほうにも届いていないというところでございますが、引き続き県と関係機関を通しまして情報収集を行いまして、手続きに遺漏がないような形で務めるとともに周知のほうも併せて行ってまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

健康保険証と変わりがないような資格確認書をつくったわけですけども、事務作業だけが多大になっていく役場としても大変かなと思いますけれども、これだったらそのまま健康保険証を

なくす必要がないのではないかと私自身も思います。

そして、マイナ保険証の利用率が先ほども言いましたが1割ほどということもあり、町、また我々議会としても国に対して健康保険証をなくすなを声を上げていくべきだと思っております。

それでは、次の質問に入っていきたいと思いますが、福祉灯油についてでありますけれども、今年はガソリンや灯油が高いままでいるように思いますけれども、今年のエネルギー価格はどうなっているのでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

今年度のエネルギー価格ということで、県内の灯油配達価格で、新エネルギー庁のほうで発表されておりますそちらの数字のほうを把握しているところでございますが、令和6年4月以降に関しましては2,100円台というところで、令和5年と同様に高値が推移しているというようところで把握をしているという状況でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

私も幾分調べた部分で、電気料金は6月が過去最高となったというような話も聞きます。政府による補助の終了のために上がったということですがけれども、そのため若干8月は値下がりするようですがけれども、引き続き高い水準であるようです。

ガソリン価格は一昨年、昨年、今年と、昨年3月時よりずっと上がり続けております。そして、現在、ほんの少しですけれども下がりました。灯油については、2023年4月から5月にかけて18リットルで2,000円でした。その後、2,200円までいっとき上がったのでありますけれども、一、二か月後に2,100円ほどで現在まで来ているという価格です。

依然、高い水準はそのまま高止まりという形になっております。平泉町ではそれもあつてか分かりませんが、エネルギー価格高騰支援金を出しております。8月1日より受付を開始しているようですが、締切りは9月30日。もうすぐに終わってしまいますので、皆さん、ぜひ手続きをしていただきたいと思っておりますけれども、とてもよい支援策だと思います。業者に代わり、これは業者用ですけれども、お礼を述べたいと思っております。

この制度は、2024年1月から6月までの期間に2023年同月よりどれか1か月でも支払ったエネルギー価格が増加している業者に対して、法人で10万円、個人には5万円が給付されるものであります。

これは業者に対してでありますけれども、昨年よりエネルギー費、電気、ガス、ガソリン、灯油、軽油などが値上がりしているためだと思っておるわけですがけれども、そのため用意したと考えていいのかなと思っております。

となれば、同じように町民もエネルギー価格高騰で苦しんでいるので、本年もぜひ生活困窮者冬季特別対策事業の継続を検討するということを期待したいと思います。

その場合、昨年並みの支援となると思ってよろしいのでしょうか。お聞きします。

議長（高橋拓生君）

伊藤町民福祉課長。

町民福祉課長（伊藤正幸君）

昨年度まで行っておりました生活困窮者への事業というところでございますけれども、助成事業につきましても単価につきましても、国、県等の動向、補助を検討しながらその単価も引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

検討していくとの答弁なので、ぜひやっていただきたいと思います。奥州市でも7月申請の先ほどの行政に対する支援は7月末終了でありましたけれども、法人8万円、個人4万円が出ております。

平泉町では、昨年低所得者支援をしております、ひとり親世帯など児童1人当たり5万円を支給しています。そして、町内業者に対してもやはり10万円、5万円という形のエネルギー価格高騰対策が昨年も行われておりましたし、今年も同じようにされました。また、町民の非課税の方にも家計急変世帯にも3万円ずつという形で昨年はやっております。ぜひ今年も同じぐらいとかそれぐらいの価格を出していただきたいと思います。

今年は、令和5年度と違って住民税非課税世帯に対する給付金の7万円はありません。住民税均等割のみの課税世帯に対する給付金10万円もありません。さらに、価格高騰対策の支援もありませんでした。今年は所得税に対しての減税がありますけれども、令和5年ほどの給付にはなりません。冬季になるとエネルギー価格が高騰しております。町での手厚い支援をぜひ低所得者向けにぜひ出していただくように町のほうにお願いして、これで、私の質問を終わりたいと思います。

議長（高橋拓生君）

これで阿部圭二議員の質問を終わります。

以上で通告されました一般質問を終わります。

---

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は9月19日午前10時から行います。

ご起立願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦勞さまでございました。

散会 午後 2時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 真 籠 光 幸

同 高 橋 伸 二